

新 城 市 議 会

予 算 • 決 算 委 員 会

令和 7 年 6 月 24 日 (火曜日)

予算・決算委員会

日時 令和7年6月24日（火曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第85号議案	「質疑・討論・採決」
第86号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄
委 員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齋藤竜也
佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 小野田直美
山田辰也 村田康助 山口洋一 滝川健司 中西宏彰
議 長 長田共永

欠席委員（なし）

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 阿部和弘 議事調査課長 松井哲也 書記 山本弘美 書記 松井康浩

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、6月20日の本会議において本委員会に付託されました第85号議案 令和7年度新城市一般会計補正予算（第1号）及び第86号議案 令和7年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）の2議案について審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも、予算審査の趣旨に沿って、一問一答により簡潔明瞭にお願いをいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第85号議案 令和7年度新城市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

歳入の16款2項1目になります。総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、ページ数は11ページです。

1点目は、3億2,922万9千円の内容を伺います。

2点目は、交付金の残高を伺います。

○丸山隆弘委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明調整課長 2問いただいておりますので、順次、お答えさせていただきます。

3億2,922万9千円の内容につきましては、歳出補正予算にあります定額減税補足給付事業に2億3,890万円、プレミアム付商品券事業に7,365万6千円、学校給食共同調理場運営事業に1,667万3千円を充当するものです。

2点目の交付金の残高を伺うにつきまして

は、国の令和6年度補正予算により、本市に示された交付金の限度額と歳出予定額との差額について説明させていただきます。

推奨事業メニューにつきましては、交付限度額1億3,112万3千円に対し、1億2,846万2千円の歳出を予定しており、266万1千円が交付限度額を下回っております。

また、低所得支援枠及び不足額給付分、定額減税一体支援枠の給付費は、国の交付限度額1億4,711万5千円に対して3億7,090万円の歳出を予定しており、2億2,378万5千円が交付限度額を上回っております。

事務費につきましては、交付限度額1,538万6千円に対して2,819万4千円の歳出を予定しており、1,280万8千円が交付限度額を上回っていますが、それぞれ交付限度額を超える部分につきましては、給付実績等に応じ国から追加交付されることとなっておりますので、実績を見込んだ額を歳入予算として計上しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

では、交付金額の残高というところでお聞きしたいんですけど、今回のこの物価高騰の創生臨時交付金については、プレミアム商品券とか、あとは学校の給食費の値上げ分のお金とか、そういうものを差し引いていくともう残高というのマイナスになっていて、交付金自体はもう使い切っているという認識でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明調整課長 推奨枠分のお話だったと思いませんけども、そちらについてはまだ266万1千円が限度額を下回っていますので、そちらの分がまだ余っているという状態です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 なるほど分かりました。

また、この260万円余の交付金は、また今

後の議会とか、あと補正でまた推奨メニューを含めて考えていくということで認識はいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明調整課長 委員おっしゃるとおりですけども、あと5月末に追加で2,200万円程度が国から交付されるという通知がありましたので、そちらと合わせて現在検討しているところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

次に、2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてお伺いします。

今、交付対象事業と本市の対象事業、交付金はということですけど、本市の対象事業については今、減税とプレミアム商品券と給食の補助ということですけど、それ以外についてお答え願います。

○丸山隆弘委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長 交付金の交付対象事業につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的とする事業であります。本市における対象事業につきましては、国に示されたとおりでございます。

本市につきましては、交付金の支援効果が広く市民の方に行き渡るものとして予算を計上させております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 交付基準といったらどういうふうに説明してくれるのかなと思ったんですけど、要するに新城市レベルの自治体に対してどういう基準でその額が決まってくるのか。今、追加でまた交付がされるというようなことがあったんですけど、国全体で予算は変わらぬかもしませんけども、新城市の人

口レベルの面積の自治体に対してはどういう基準でやるのか、あるいは今までの補正予算でもかなり、こういった当初予算でもこの交付金を使われておりますけども、何か次から打ち出の小づちのようになってくるような気がしちゃってるもんですから、トータルとして最終的にどういう基準でどれだけの金額が新城市には交付されるのかをお伺いしたいと思うんです。

○丸山隆弘委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長 交付の基準ですけども、交付額の総額につきましては国の補正予算額の中で示されるものと思っておりまして、そのうち本市に交付される額につきましては、人口だとか、物価上昇率、財政力の数字だとかで計算されたもので算定されているというふうに聞いております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 だから、その総額というのを示されない。その都度、交付されるということで、全体は分からぬということでおろしいですか。

○丸山隆弘委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長 委員おっしゃるとおりで、その都度というふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それから、物価高騰対応ということなんんですけど、物価高騰を受けているのは全市民と言つていいと思うんですね、事業所も含めて全市民。市がやられる事業はそれぞれ絞られて、対象が限られた人にこの恩恵が行くと。給食費も子どものいる家庭、プレミアム商品券も申し込んで当たった人、それから減税のほうはそういう低所得者なり対象者ということであるんですけども、それ以外の今言ったような、これまでやってきた事業に該当しない一般市民は、この恩恵を受けてないわけですね。それについてはや

つぱり公平感がないんじゃないかと思うんですけど、それについての見解を伺います。

○丸山隆弘委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長 交付事業の決定ですけども、こちらは国から示される交付限度額を基にいろいろ事業を検討させていただいておりまして、その中で、交付限度額の中ができる一番効果的な事業だとか、あと事業期間だとか、そういったところも加味して、今回はなるべく広くという形でこういう形にさせていただいているということでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、この恩恵を受けれない市民もいるのもやむを得ないという考え方で行われていると理解してよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長 今回、なるべく広くという形ですので、なるべく広い形の方に恩恵を受けられるという形は、今考えられるところはこういう事業かなというところで今回示させていただいております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 恩恵を受けれない市民もいるということを理解していただければと思います。

それでは、次の16款2項7目教育費国庫補助金、教育支援体制整備事業補助金、ページ11ですけども、補助対象事業とその詳細についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 安井学校教育課長。

○安井研二学校教育課長 補助対象事業につきましては、不登校の未然防止、早期対応に向けた保護者等の相談支援体制構築事業になりますが、不登校傾向にある児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないよう、保護者等を対象とした相談支援、また保護者や児童生徒に学校内外の学びの場などの情報提供をすることで、保護者等への相談支援体制を構築、強化するための事業です。

詳細についてですが、補助額は補助対象経費の3分の1以内で、今回につきましては不登校児童生徒等の保護者を対象とした相談支援の実施に係る経費及び不登校児童生徒等の保護者を対象とした学習会の実施に係る経費に対し、補助金額につきましては194万4千円となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 不登校対策事業ということですけど、補助率が3分の1ということです194万円。確かこれ、前回の当初予算に載つてたのかな。

こちらの補正予算の歳出のほうを見ると、同じく不登校事業で、財源更正で歳出ゼロ円ということになりますけども、3分の1補助があって、3分の2は自己財源ということだと思うんですけど、財源更正でゼロ円になっちゃう予算、ゼロ円というと何かやらんような気がしちゃうんですけど、この辺の操作の仕方、後から補助金がついて、その分、補助額を充当しても、事業としてはやるわけなんで、どういうふうに表現したらいいのかな。そういうゼロ円という数字でいいのかななんて思っちゃうんです。その辺についていかがですか。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 初当予算編成の際に、この国庫補助金、まだ内示が来ておりません。ですので、編成の中では歳入はなしと、特定財源なしで編成させていただいております。

新年度になりまして内示が来ましたので、この6月補正で充当させていただきまして、歳出のほうは増減がございませんので、財源更正のみという形で補正を計上させていただいております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

歳入17款県支出金の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、17款2項1目総務費県補助金、元気な愛知の市町村づくり補助金、11ページですけども、補助対象事業とその詳細を伺います。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 御質疑いただきました補助対象事業とその詳細ですけども、情報政策課のビジネスチャットツール導入事業に190万9千円、当課の市民自治推進課になりますが、若者政策10周年記念事業に272万5千円、観光課のアジア競技大会推進事業に500万円、教育総務課の庭野小学校のバスケットゴール改修に係る管理事業に100万円の4件を愛知県へ要望したところ、今回、元気な愛知の市町村づくり補助金の対象となるため、このたび1,063万4千円の補助金を受けるものになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 4つほどの事業を挙げていただきましたけれども、これらが全て補助金を受けられることになったということだと思うんですけど、元気な愛知のやつがそれぞれ事業枠というのが確かあったと思うんですけど、今言われたビジネスチャット、若者の10周年、アジア、アジアパラ、それからバスケット、それぞれどの枠に該当する事業でしょうか。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 説明がちょっと足らずに申し訳ございませんでした。

私たちの市民自治推進課のほうの担当のものがチャレンジ枠になりますて、観光課のアジアパラの関係が人口問題対策枠、それから情報政策課のほうがDX推進枠、最後の教育総

務課のほうのバスケットゴール事業が従来枠という枠になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員

○滝川健司委員 それでは次へ行きます。同じく17款2項1目総務費県補助金、地域日本語教育体制づくり推進事業補助金、11ページです。補助事業の詳細を伺います。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 補助事業の詳細につきましてですが、こちらはほとんど日本語が分からぬ段階の初期日本語教育事業、それからそれよりもう少し高等になりますが、その他の日本語教育事業。乳幼児期に日本語育成を図る多文化子育てサロン事業がこの地域日本語教育体制づくり推進事業の補助金の対象となるため、このたび補助金を受けるものでありますけれども、対象となる今先ほど3つ事業申し上げましたが、合計で80万円に対しまして補助対象経費の2分の1が上限で、今回29万8千円の県の補助金を受けます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入17款県支出金の質疑を終了します。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 歳出の2款1項9目であります企画費、若者が活躍できるまち実現事業、資料が17ページであります。5点。

委託料の概要、2点目、海外友好都市ユース議会からの受入れの予定人数、3点目、新施策の公開の時期、4点目、受入れ時に予定されている事業の内容、5点目、補正額の財源内訳について、概要書にもありますが、県の支出金463万4千円とした理由についてお

伺いします。

次に、一般財源を204万7千円減額としております。この理由について、イ.歳出でお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 それでは、私のほうから1からまず4番までを答弁させていただきます。

まず1点目の委託料でございますけども、海外友好都市ユース、これはニューキャッスル・アライアンス加盟都市の若者になりますけれども、4人を5日間招へいするのに係る費用222万3千円になります。

スイス、ドイツ、チェコ、ラトビア、それぞれからユース議会の代表を1名ずつ、合計4名の招へいの手配と、それに係る旅費196万2千円、滞在期間中の宿泊の手配と宿泊費26万1千円、その他、市内の小中学校及び高校でユース議会をPRする機会や交流事業の企画等を市の国際交流協会へ委託する予定でございます。

続きまして、2点目の受入れ予定人数ですけども、今申し上げたとおり、スイス、ドイツ、チェコ、ラトビアの4国から各1名ずつの合計4名になります。それを予定しております。

続いて、3番の新施策の公開時期でございますが、この内容について、どういったものが新施策の公開になるのかというのが分かりづらかったですけれども、11月の同時期に今年度8月にラトビアで行いますニューキャッスル・アライアンス会議に参加する若者の報告会を予定しております。その中で多角的な視点から施策を生み出す報告が期待されるところでございますけども、今回のこの10周年の記念事業での海外友好都市ユース議会の受入れにつきましては若者のまちづくりへの参画のきっかけづくりと考えておりますので、現時点では新施策の公開は予定をしておりません。

続いて4番目ですが、受入れ時に予定される事業の内容でございます。

海外友好都市のユースにつきましては、令和7年11月5日水曜日から、11日火曜日までの約1週間滞在をする予定でございます。この期間を若者議会10周年記念事業実施期間と位置づけまして、若者議会の成果のパネル展示や、海外友好都市ユースと共に市内小中学校や高校を訪れて、若者議会を啓発するイベントだとか。若者議会交流会などを計画しております。

その中で、11月8日土曜日を「わきやっぴ祭」といたしまして、海外の事例発表や日本の若者と交流する機会を設けております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 (5)の補正額の財源内訳につきましては、私から答弁をさせていただきます。

この財源の内訳でございますが、歳出の2款1項9目企画費全体で今回、財源をいじっておりますので、その辺をまとめて説明をさせていただきます。

まず、アの県支出金を463万4千円増額した理由でございますけども、こちらは県支出金の財源充当先の内訳につきましては、若者が活躍できるまち実現事業に272万5千円、自治体DX推進事業に190万9千円で、合計463万4千円の増額としております。

なお、自治体DX推進事業につきましては、歳出予算の補正がないため財源更正のみとなりますので、歳出予算説明書の17ページにこの事業名は記載しておりません。

次のイ、一般財源を204万7千円減額した理由でございますけども、県支出金の元気な愛知の市町村づくり補助金を財源充当していくことによりまして一般財源の減額となります。

内訳につきましては、若者が活躍できるまち実現事業で25万1千円の減額、自治体DX

推進事業で190万9千円の減額、企画振興事業の返還金で11万3千円の増額となりまして、合計で204万7千円の一般財源減額というような財源の充当となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では確認をしてまいります。

まず委託料の概要ですが、今、山本課長からも説明いただきました。あっちこっち入り組んでいるということなんですが、これは財源更正をかけてゼロだという表現がされておりますが、今回の補正は財源更正も含めての提案だというふうになると、全部で4項目ぐらいあるんですね、財源更正の欄が。

これは余談なんですが、これもこういうわけだからというふうに概要書の中で説明されると非常によく分かるんだけど、別冊の資料でやると、446万3千円をこっちは出しますよと書いてある、一方は272万5千円で済ませますよという、何か意味不明なものになって、プラスマイナスは計算すると合うんだけど、やっぱりそういうイ、歳出による細かな説明が必要ではないのかなということを感じましたし、当然、財源更正は議案で提案者である市長が提案しとるもんですので、議会に諮ってしっかりと説明しなくてはいけないというのが多分決まってると思うんです。そこら辺は何か抜けてたのかなということがありますので、今後の一つの注意点ではないのかと思います。これちょっと指摘あります。

その中で、受入れ予定人数を確認しましたが、(3) ありますが、新施策の公開の時期が次へのステップだとして、公開しないということですが、やはり確かに手配をする料金だとか、旅費であるとか、宿泊費であるとか、関係地区のPRをするということで、222万3千円、逆に言うと400万円使うわけですので、やはりこれはいくら県からいただいたお金だとしても、市民の方に

広く公開する必要はないのかなと思います。

これは、多分、事業は4つになると思います。地域だとか、DXだとか、いろいろその他とか含めてありますが、うちらの地域と特に広域連合の地域と新城北設地域は事業費の3分の2までいいというふうになっておりますので、そこも含めていくとやはり3分の1はどこかからか出さなくてはいけないという部分でありますので、その部分はやはり事業をした執行責任として、こうなりました、結果としてこうです、これは次へこういうふうにつなげますというのをやはり公開すべきだと思うんですが、その辺はどのような序内で議論をされたのかお伺いをします。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 予算の公開の関係だと思いますが、御存じのとおり、1月に議員の皆様と若者の委員で意見交換をいたしまして、今回こういった事業をやりたいという要望が出て、出したところでございまして、この内容につきましては、実施について当然これから投げ込み等で情報は公開していきます。

それから、お金の使い道につきましては、今後やったことに対して、当然、元気な愛知の補助金の中で結果の報告をしていきますので、そういう内容について、表にというか、ホームページ等に出て、公開できるような形で考えていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 特に今回、本年度は本市の合併20周年も控えておる。そういった中で、合併して10年後、若者議会というものを発足させ、そして、この地域のみならず、本国日本の中でも非常に愛知新城の若者議会というのが大きく取り上げられている。こうした中で、今回10周年を迎えるという非常に大きな節目の年であります。イコール20年とタイアップしてやっぱりこれはやるべきだと思うん

です。

20周年の式典を10月に行って、11月8日にはこのイベントを行うというような、何か不合理な、不整合のような気がすると思います。

やっぱりそこらは、こういった大きなイベントをやろう、金額が少ないから大きいイベントというふうな理解はしていないのかもしれません、せっかく県からいただいた補助金を使って事業をするのであるならば、合併20周年も、そして若者議会の皆さんに頑張っていただけたこの10周年という節目もうまく使っていくということができなかったのかなということを思うんですが、その点は十分に内部で調整をされて、これを1か月ずらして2本立てでいくことでさらに本市のPRができるという、こういうお考えで進められたのか、ちょっとその点だけお伺いします。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 いただいたとおり、本来であれば20周年と10周年と一緒にやれるというのが一番理想なのかもしれません、やっぱり場所的な問題だとかいったところも関係したりしますので、こういったところをいろいろ鑑みて若者との調整をとつてきましたので、20周年という頭はもちろんありましたが、それを前提にこの10周年事業もやっていきたいと考えております。

10周年事業は、若者の中で、市内だけではなく、市外の若者も呼んで、もちろん海外も、今回の予算を認めていただければやっていきたいと思ってますので、10月から11月にかけて波及できるような影響を、新城市がこういった事業をやってるよということが分かるような形で検討してきた結果ということで考えていただければと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 1番へやっぱり戻って恐縮なんですが、委託先の国際交流協会にお願いをするというふうに伺いました。どうせやる

んなら国際交流協会にお願いせずとも、やはり課の中で、そして若者議会のメンバーと一緒にになってこれをつくっていくということが必要じゃないのかな。

計画したときと思うと、いろんな問題、為替の問題であるとか、アメリカのイランの攻撃もありますので、情勢は変わっているわけでありますが、やはりやるということは、自分たちがやったんだという充実感を味わうためには、お任せ委託ではなくて、自分たちが現実になって考える、そしていかに成功させるかということが必要だと思うんですが、その点は委託先に国際交流協会をなぜ選んだのか、そして内部でやろうというのではなくたのか、それだけお聞きします。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 今回、この10周年事業の委託なんんですけども、この内容につきましては、従来10周年の10期生が提案しますと市がメインにやっていく形にはなるんですけども、今回の若者につきましては、10期生を始め若者たちが意気投合しまして、自分たちは自分事として考えて事業をやっていこうという形で、この10周年事業につきましては現在そういった新城若者連盟という形で事業をお願いしておるところでございます。

もう一方、今回の海外のユースを呼ぶ機会につきましては、やはり餅は餅屋じゃないんですけども、慣れたところで、若者がやるよりもいろいろな手配というとやっぱり人が関わってくる人数が多くなってくる関係でやっぱり制限がでてしまうというところで、今回、国際交流協会へお願いして、慣れたところでやっていただきたい。そこで、若者連盟と連携しながら事業をやっていただきたいという考え方でお願いしたところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑は終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私から歳出の2款1項1目一般管理費、共通管理事業、17ページになります。

1点目は、携帯電話のNHKテレビ受信料未契約分82万2千円の概要を伺います。

2点目、NHKによる減免措置の有無や、これまでに督促状などあったのか伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 まず1点目でございます。現在使用しております携帯電話につきましてはテレビ放送を受信できる機能がついておりますけども、テレビ受信機能を有する携帯電話を設置した事業者につきましてはNHKと受信契約が必要であるという認識が不足しておりましたために、共通管理事業におきまして携帯電話5台の未契約に係ります受信料82万1,670円をNHKに支払うものでございます。

次に2点目でございます。共通管理事業における未契約分のNHK受信料に係る減免措置につきましては、現年度分で5台の割引措置がされる予定となっております。またこれまでに督促状などはございません。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この問題は本当に大きい問題で、ニュースでもにぎわいました。私たちの新城市だけじゃなくて、他の市町もあるんですが、とりわけ新城市は1,200万円ぐらいの総額の受信料を払うということで、財政が厳しい中でどうなってるんだという市民の声がある問題であります。

そこでお聞きをするわけでありますが、今回は携帯電話5台ということあります。この携帯電話は、先ほども5台分割引を措置されるということなんですが、どういう流れなんですか。82万円今回払うんだけれども、予算通した後にまた返してくれるとか、そういうふうな関係性になるのか、この流れ、状況を教えてください。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 今回の支払い額につきましては、NHKさんといろいろやり取りをやらせていただきまして、当然こちらでは積算が幾らになるのかというところは全く皆目見当がつきませんので、NHKさんへこういった携帯電話がありますということで提示をさせていただきました。

その中で、NHKさんから、こうなりますねという提示した額に対して支払いをするというものでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 その流れは分かったんですけど、先ほどの減免措置の件は、5台分割引をするという答弁があったと思います。その割引というのはどういうふうな経緯というか、どういう理解でいいのかというのも教えてください。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 すみません、ちょっと理解がでてきてなくて申し訳ございませんでした。

今回の5台の契約分につきましては、主契約というのが1台あるわけなんですけど、テレビも含めまして主契約というのが1個あります。

今言ったその5台が主契約に対する2台目以降のものという考え方になりますので、それで該当する5台分が半額、割引措置ということになってございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 5台分割引、半額にされるということであります。

というと、それが82万というふうな理解でいいのか。それとも、この82万から今後、割引されて40万ぐらいになるよと、40万返ってくるよという理解なのか、そこら辺の整理をして教えてください。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 82万円のものにつきましては支払うというところで終わります。

この内で内訳は分かれておりまして、現年度分、それから遡及請求分ということで分かれております。その中で、25年度分ということで割引を引いて3万690円で、それより前のものにつきまして79万980円ということになつてございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 細かい内訳でなかなか理解できないんですが、とにかくNHKとの話合いをしてこういった減免措置もお願いしているという状況であるということが1点お聞きしたい。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 NHKさんの取決めと言いますか、ルールがありますので、その中で今回のような割引がされているということです。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 督促状もこれまでNHKからないという中で、急遽払えということで、やっぱりNHKもちゃんとそういうルールだったら、督促状を出してくれればもっと早く対処ができたのになということを私自身は思います。

ですから、やっぱりNHKもそういったところも鑑みて、減免措置を今後も、消防車両もそうですが、やっぱりそういったところで少しでも負担を軽くしてほしいなということを伝えたいというふうに思っております。

あと、この携帯電話のことなんですが、行政課でこの携帯電話というのがなぜ必要なのか。それとも、私自身はスマホとかだったら携帯電話じゃない、受信料がないので、そういったスマホに切り替えたほうがいいのではないかというふうに思うんですが、そういう

た用途を教えてください。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 まず用途でございますけども、こちらにつきましては、複数の課で業務の中で携帯電話を使うような事務があるというところで、行政課で主に主契約と言いますか、まとめて借りるというものでございます。

それから、今後につきましては、テレビ受信ができる今、機能がついておりますので、それをなくすと言いますか、解約等、機器を更新するとか、そういったところで検討しております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そしたら、今後は携帯電話についてはNHKの受信料を支払わなくてもいいというような形に変えていくという措置を取るということでいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 基本的にはその方向で考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひそういう形で、必要なものは切っていくというところで対応をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。2款1項1目一般管理費、定額減税補足給付金給付事業、17ページになります。

1、当初の給付額に不足が判明した納税者への補足給付金の給付のための2億3,890万円とありますが、その不足分の金額が大きい理由を伺います。

2点目は、財源の内訳を伺います。

○丸山隆弘委員長 林税務課長。

○林和宏税務課長 順次、回答していきたいと思います。

初めの質問でございますが、令和6年度に実施いたしました定額減税補足給付金当初調

整給付は、令和5年度所得などを基にした推計額として、令和6年分推計所得額を用いて算定し、給付いたしました。

その後、確定申告などにより令和6年分の所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき金額と当初調整給付の額との差額が不足額というふうに判明いたしまして把握いたしました。

収入額の減少や扶養の追加などによる控除額の増加による所得税額の減少や、これまで定額減税の対象外であった所得税及び個人住民税の所得割とともに、定額減税前の税額がゼロの方や、制度上、扶養親族から外れてしまう方、青色事業の専従者の方などが対象となつたためございます。

次に財源の内訳でございますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額計上しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

では、確定申告でその差額分がより分かつて、思った以上のこの範囲の青色申告の対象の人が入ったりだとか、そのほかの対象外の人もあったということが分かつて、その不足分を出すということでこれだけ大きい額になつたということで理解をいたしました。

これは、じゃあ財源は先ほど言った臨時交付金の国のお金がほとんどであるという考えでいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 林税務課長。

○林和宏税務課長 財源につきましては、先ほどありました、委員おっしゃいましたとおり、物価高騰の臨時交付金で全額計上しておりますので、そちらで入ってくるというものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

1点だけですが、こういった形で確定申告

の後にこうやって分かるというふうな流れだと思いますが、これって新城市的のうちだけではなくて、ほかの豊川市さんとか豊橋、蒲郡さんも同じようなこの不足金額というのでは出ているというふうな理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 林税務課長。

○林和宏税務課長 委員おっしゃいますとおり、全て全国一律、この定額減税不足給付金については、確定申告をした結果、額が確定し、その差異を、不足分を給付するというものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

あと1点教えてほしいんですけど、この特定臨時交付金の高騰分のやつは、先ほど言った高騰した方へのメニューとしていろんな、今回、プレミアム商品券とか、いろんなものを使っているんですけど、こっちの定額減税の給付金というのはまた別枠で、国から出ている減税分のお金というところで出るのではないかなというふうに思うんですが、この不足分は国から特別に、定額減税分の不足分ということでお出るというような仕組みになっていないのか、そこら辺、分かつたら教えてください。

○丸山隆弘委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長 交付金の枠ですけども、先ほどの推奨枠の事業とこちらの定額減税のメニューは枠が別で交付される形になっておりますので、よろしくお願いします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。それは別枠で出ているということで、ありがとうございます。

では次の質問に入ります。2款1項8目車両管理費、車両管理事業になります。17ページです。

1、公用車のカーナビのNHKテレビ受信料の未契約分358万円の概要を伺います。

2点目、NHKによる減免措置の有無や、これまでに督促状などがあったのか伺います。

3点目、公用車に設置されましたカーナビでのNHKのテレビ受信というのは必要なのかを伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 まず1点目でございます。現在、公用車で使用しておりますカーナビにつきましてはテレビ放送を受信できる機能がついておりますけども、テレビ受信機能を有するカーナビを設置した事業者につきましてはNHKと受信契約が必要であるという認識が不足をしていたために、車両管理事業においては公用車28台の未契約に係ります受信料357万9,439円をNHKに支払うものでございます。

次に2点目でございます。車両管理事業における未契約分のNHK受信料に係る減免措置につきましては、現年度分で28台の割引措置がされる予定でございます。また、これまでに督促状などはございません。

続いて3点目でございます。車両管理事業で支払うこととなります公用車につきましては、NHKのテレビ受信の必要はございません。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。こちらもかなり金額が高いなというふうに思います。357万円ということで。

28台の公用車についているということになりますが、この中で28台の割引分があるよということになりますが、こちらはどれぐらいの割引とか、どういった交渉になっているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 割引の部分でございますけども、先ほどの携帯電話同様に半額ということでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

そもそもカーナビの中でつけるときに、チューナーレスのカーナビというのはあるんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 最近の新しいものにつきましては、そこら辺が分離されたチューナーレスのものもございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では今後のことなんですが、裁判等はやらないということで交渉していくということだと思います。

カーナビがある以上は支払わなければいけないという現状があると思います。その必要がないよという答弁の中で、今後、どうしていくのかというところを教えてください。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 私どもで管理しております車両管理事業以外にも車両はあるんですけども、主にというか、基本的には全部もうテレビが映らないような対策を講じてまいります。

ただし、車両の中には、最近ではちょっと災害とかで被災地へ入る車両もあったりします。そういうところですと、現場で、車両の中で被災地の状況を伺うといったようなことも必要になるということもございますので、今の現状のところは、そういうところが本当に要るのかといったようなところを精査しておるという状況でございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 必要ないというものであるんだったら、やはりもうなくしていくというところが必要かなというふうに思っておりますので、そういう方向でやっていただきたいというふうに思っております。

また、今回の議会でも市民から陳情がこの

件で出されております。市民の方からは、やっぱりチューナーレス化をしてほしいと。NHKの負担額とチューナーレス化にすることでのコスト削減の効果というのを比較して市民に公表してほしいという陳情書が出ております。

また、国に対しては、こういったことがないよう改善、催促状を送るとか、そういう督促状を送るとかということで注意喚起をしてもらうような要望を自治体から上げてほしいという3点ありますので、ぜひそこら辺も考慮して対応をお願いしたいと思いますが、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 まずチューナーレスの件でございますけども、私どもとしましても、市としましても、テレビが映る必要はないだろうということですので、今後、新車を買う場合にはチューナーレス、ナビが必要という前提でチューナーレスの車両を購入していくということで考えております。

それから、要望ということでありましたけども、これにつきましては、放送法、それからNHKさんの受信契約、そういったところに受信料を払うということが定められておりますので、我々としましてはそういったルールの中で支払いをしていくということが大事かなと思っておりますので、要望というよりかは、そういったことは今回認識がなかつたということで、適切にまずは支払う。

今後につきましては、今回の事象を糧いたしまして、漏らしのないように対策をしていくのが一番優先するところかなというふうに考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、2款1項1目一般管理費、定額減税不足給付金給付事業、

17ページです。

浅尾委員の質疑でおおよそ分かったんですけども、令和5年度の所得を基に令和5年度を推計してやつたら確定申告で差が出ちゃつたということですね。見込みが違ったということなんんですけども、全国でそういう見込み違いがあったということなんんですけど、そもそも見込みの仕方が間違っていたんじゃないかなということで、今後、同様な見込みでやつた場合にまた同じことが発生してしまうんじゃないかと心配されるんですけど、そもそもの見込みの仕方というのは国から示された要綱、基準でやつたのか。それがもう、国が間違っていたというふうに解釈して是正なり、改正、訂正する方向でいくのか、その辺について確認します。

○丸山隆弘委員長 林税務課長。

○林和宏税務課長 この定額減税の不足額給付の、先ほどあった去年の当初調整給付の時点で、そこを算定するのにはもう一律、いわゆる国保で言うと仮算定ではないんですけど、令和5年度の所得と6年の住民税で算定いたします。

どうしても6年度のものなので、6年度の確定に間に合わないということは、3月の確定申告が終わらないと間に合いませんので、それを仮でやつたものを今度、本算定して決まります。

決まったので、今度その不足が出たところを不足額給付というところでやりますというような流れに一律全国なっておりますので、多分どこも、仮に令和5年度のものを算定として一度、当初給付をさせておいて、この3月で確定申告をして決定したものに対して不足したところを給付するという制度。

制度自体が2か年にかけてやる不足額給付で支払うというふうなルールになっておりますので、それを基にやっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そもそもそういう仕組みだということと言われちゃうと何ともならんです。またこういう事業があると同じことが繰り返されてしまうのかなと思うんですけど、何か国のやつてることはともかく、スムーズにマイナンバーを使ってできないのかなと思うんですけど、その辺の今後、改良される見込みはあるのか。また同じことを繰り返していくということでおろしいんですか。

○丸山隆弘委員長 林税務課長。

○林和宏税務課長 今後も国的情報を基に、近隣とも調整しながらよりよいようにやっていけるように事務を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 地方自治体に事務を押しつける。大変だと思いますけど、よろしくお願ひします。

次の2款1項5目人事管理費、人事管理一般事務経費、17ページですけども、補充する職員数と業務内容と財源についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 会計年度任用職員についてお答えいたします。

職員数につきましては、令和7年度の人事異動において配置すべき職員数に不足が生じたため、任用しております7名分になります。

業務内容といたしましては、防災行政無線の管理、まちなみ情報センターの管理、クリーンセンターでの業務、観光施設の管理業務、あるいは各種ワクチン等の業務、環境政策での業務、それから総合支所での窓口業務になります。

財源につきましては、一般財源になります。
以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 質問の仕方が、通告の仕方がまずかったのかと思うんですけど、その説

明の中にある子ども・子育て支援金の人事給与システム改修というのがありましたね。それに充てるための会計じゃなくて、業務全体であったということで理解しましたけども、その財源はと聞いたのはシステム改修のほうのを聞きたかって、それは子ども・子育ての関係ですので国から全額出てくるものなのか、その辺について確認したいと思います。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 委員が言われた子ども・子育て支援金事業ですけども、これは令和8年度の4月から行う業務であります、こちらにつきましては各種保険者が労使折半で財源を負担することになっております。

公的な機関だけではなくて、民間も同じように労使折半で財源を負担することになりますので、国はやはり民間まで財源を出すことはできませんので、公的機関だけその補助金を出すとか、そういうものではありませんので、この人事給与システム改修事業については財源は国からではないということで御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 何か国の制度をやるのに財源はおまえのどこで出せというのはちょっと不合理な感じがしますけど、そう言われちゃうとしようがないのかなと思っておきます。

その辺がちょっと疑問だったもんですから、国からそのシステム改修が出る、自治体だけじゃなくいろんな保険制度があるので、それらへの補助金として、民間だろうが、自治体だろうが、私は国がやる制度の影響でいじらんでもいいものをいじるんだから出すべきだと思うんですけど、ここで言ってもしようがないのでやめておきます。

次へ行きます。2款1項5目会計管理費、会計管理一般事務経費、17ページですけども、デジタル化される交付金の分野についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 村田会計課長。

○村田方恵会計課長 本予算の内容は、財務会計システムの電子収納対応に係る改修で、財務システムから出力する納付書へe L-Q Rの印字を行い、e L T A Xを活用した収納業務を可能とするためのものです。

財務システムから出力する主な納付書は、施設等使用料、行政財産目的外使用料、許可使用料、道路占用料などです。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今、言われた幾つかの分野だけでしょうか。それ以外の、使用料以外の、税の部分ですとか、そういったものも含まれるのか。

また、それらはQRで読み込んでデジタル納付ができるのか。要するに、スマホで電子決済、あるいはクレジットカード。

今まで納付書を持って固定資産税なんか、コンビニへ持つていってもデジタルマネーでは払えませんと言われちゃったんですが、そういうことが可能になるのか、その辺についてはいかがですか。

○丸山隆弘委員長 村田会計課長。

○村田方恵会計課長 地方税につきましては、現在e L T A Xを活用した納付書が交付されているかと思います。あと、保険料ですとか、児童クラブの使用料ですとか、そういうものは基幹系のシステムから出力をされております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうじゃなくて、例えばPayPayだと、d払いだと、いろんな電子マネーがありますけど、そういうものを使って支払いが可能になるか。あるいは、クレジットカードは今まで使えなかったけど、クレジットカードでも使えるようになるのか。

そういうことを使うことによって、当然、手数料も余分に引かれるというか、かかるわけですけども、そういうことも含めた利便性の向上と収納率アップを狙っているのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 村田会計課長。

○村田方恵会計課長 今回の財務システムの改修にかかるe L-Q Rの付与につきましては、先ほど申しましたようにe L T A Xを活用しますので、納付方法としてクレジットカードであったりスマートフォン決済が使用できるようになります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 デジタル、そういった納付ができるということになると、それぞれ納付者にまたポイントが還元されるんですけど、利便性が上がるのかなと思います。

その分、そういったとこを経由すると当然、手数料を取られると思うんですけど、そういうのを見込んだ上で今回のデジタル化ということで、減ることはないでしょうけど、納付率が上がるのか。

納付率は、デジタル化じゃなくても納付してもらわにやいけないものですから、その辺はどういうふうに見込んでいるのか。そういった手数料なり、そういうことはどの程度影響してくるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 村田会計課長。

○村田方恵会計課長 今回の地方税納税システムを活用することによって、全共同システムへの負担金と、あと1件33円の手数料がかかるまいります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 だから、一件33円ってかなりの金額ですけども、それがどの程度、負担を見込んでいるのか。デジタル化することで利便性が上がるとは思うんですけど、当然その1件33円の負担をどの程度、見込んでいるのか。大した影響にならないのか、それはやってみないと分からぬということなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 村田会計課長。

○村田方恵会計課長 e L-Q Rの付与に係るメリットとしましては、納付者の方が納付方法が多様化するということと、あと金融機

関が済通の取りまとめ等の業務が減りますので、その辺りで業務改善につながります。

自治体としましても、収納事務がデジタル化になりますので、その辺りでの業務の効率化につながりますので、あと、今後、金融機関が窓口収納手数料を課金することであったり、今後、値上げをすることを通知をもらっております。

ですから、そのようなことを鑑みて、今後、どの公金を活用していくのかということは調整していく必要があると認識しております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 トータルで何とか帳尻が合うのかなと思うんですけど、課金というんですか、ある金融機関ですと、今まで公金的なものの引き落としは無料だったのが、1件とんでもない金額に上げて、市中で大迷惑、大迷惑と言つていいのか、混乱があったようですけども、自治体のそういった費用まで課金されるとなると、今後いかがなものかと思うんですけど、それに対応していくということで理解をしておきます。

それから、次へ行きます。2款1項9目企画費、若者が活躍できるまち実現事業、17ページですけども、先ほどの山口委員での大体分かったんですけど、もう少しお伺いしたいのはその実施時期ですけども、合併は10月1日でしたけども、その辺の前後というのは、特に10月というと市長選挙、市議会議員選挙等のイベントが、イベントと言つちゃあいかんな、それがあるんですけども、その辺との絡みでもう少しこういった実施時期というのを今から明確にできないんでしょうか、お伺いします。

それからもう一点、委託先の形態は国際交流協会ということですけども、国際交流協会って事務局が確か1人か2人しかいなかつたようで、会員数はそれなりにいるでしょうけど、ほとんどが市の職員であったり、議員さんであったりとか、関係者みたいな人が会員。

だから、その委託先として本当に業務がこなせるのか。結局、観光協会に委託しても、そこからまたイベント会社みたいなところへ再委託が行ってしまうんじゃないのかと思うんですけど、その辺はどうなっているんでしょう。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 実施時期のもう少し詳細を御説明させていただきます。

資料請求で資料にもつけさせていただきましたが、11月5日、この日にお願いできるようであれば、各国の代表ユースが出国してきて、翌日6日に日本へ到着するというような流れになってきます。それから、翌日の7日が歓迎会だとか今回の一連の流れに関する事前の打合せ等をやつていこうという考えであります。8日が先ほど申し上げました当該、若者政策10周年事業の「わきやっぴ祭」ということで、この内容につきましては、講演だとか、若者を呼んでワークショップをやつたりだとか、最後にキャンプファイヤーをやるというような流れを行っていく予定でございます。

それが午後でございますが、午前中には、今年度ニューキャッスル・アライアンスへ行く年でありますので、ラトビアへ8月に行きますが、その報告会を実施する予定です。

それから、翌日の9日が「つながる地域と若者の輪」、これは昔の中学生議会のような形のものなんですけれども、その各地域で今年度行ってまいりまして、9日が最終的な実施日、みんなで集まって、各地域から出てきた内容をまとめる場というのか、そういうような形を予定しております、10日に市内の小中学校、高校を訪問する予定で、翌11日に帰国というような流れになっております。

選挙がある年ということもあったり、実は文化会館が会場が改修されたりといったところがあって、そういったところもありまして、いろいろ調整した結果、この日という形で話を今現在、進めておるところでございます。

それから、2つ目の協会に委託するがという点ですけども、これまでの実績でも、昨年の6年度の高校生海外派遣だとか、あるいは一昨年、令和5年度のチェコでの会議、ニューキャッスル・アライアンス会議においても実は協会に委託しておる実績がありますので、そういったところから、人数は確かに少ないですけども、その欠ける部分につきましては、事務局、私ども市民自治推進課と一緒にになってやってまいります。その予定でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 期間が11月4日から12日ということですけども、市長、市議会議員の任期が11月12日だった。13日から新しい市長が代わったり議員が代わったりすると。微妙な時期で、新しい市長が顔を出すわけにいかんし、任期中の市長がやらにやいかんしと、微妙な時期によう組んだなと思いましたけど、大丈夫ですか。

こんなことを言っていいのかどうか分かりませんけど、そういうことも考えられる状況かもしれないという前提でやられているのかということなんですか、大丈夫ですか。まあいいや。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員、いいですか。

○滝川健司委員 答弁はいいです。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 第85号議案 令和7年度新城市一般会計補正予算（第1号）の歳出2款1項9目企画費、若者が活躍できるまち実現事業、17ページ。

委託の内容については、山口委員等の質疑の答弁がありましたので、これを取り下げたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 第85号議案、歳出2款1項9目企画費、若者が活躍できるまち実現事業ですが、同じく山口委員と滝川委員への答弁で理解できましたので取り下げます。

○丸山隆弘委員長 カークランド委員、効果もありますけどよろしいですか。

○カークランド陽子委員 効果、伺います。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 目指す効果につきまして御説明させていただきますと、この企画が10周年という特別な機会に若者の視野を拡大しまして、まちづくりに対する柔軟な思考の創造や新城市の若者の活力アップにつながると考えておりますので、そういったところへつなげてまいりたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほどの質問の中の2款1項8目車両管理費、車両管理事業、17ページの浅尾委員の中で、被災地の情報収集等に必要な場合があるという説明がありましたけど、情報収集と言いましても最近はテレビを見る必要まではないと思うんですね。ラジオもありますし、各職員もスマホを持っておりますので、被災地の情報収集のためにNHKの契約を残す必要は私はないと思いますけど、この件についてはどのようなお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 今、委員が言われるようなことも考えられます。思っております。ですので、本当に必要なかどうかというところを精査しながら判断していきたいというふうに思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 3款3項13目であります。児童福祉施設整備費、こども園の再編、そして整備事業であります。21ページでお願いします。2点になります。千郷地区新設園建設事業について、アトイで行きます。

千郷中こども園の基本計画、これは恐らく数年前にこの計画が出されて、それがもうもうの状況から現況と今の状況であります、それへの変化は。

そして、同じく千郷中こども園の基本設計を今回の再編の新しい園舎等に導入をされてみえるのか、その点についてお願いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 この千郷中こども園の基本計画設計ですが、平成29年度に行っております。このとき、千郷中こども園の基本計画からの変更点でございますが、当時の条件では、千郷中こども園単体での建替えを予定しておりましたが、今回の計画では千郷中こども園と千郷西こども園の2園を統合する形で新しいこども園を建設するというふうな状況に変わっております。

2点目ですが、ただいまお答えしましたように平成29年度、8年前のものでございますので状況も変わっております。近年の保育ニーズでありますとか、保育を取り巻く環境等を考慮し、今回の条件に合った設計を進めてまいります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 中と西ということでありますので、地域の方について、また保護者の方

も、すごく関係する方もいると思いますし、なぜという方もおみえになると思いますが、とにかくしっかりした園を目指して進めていくようにお願いをしたいと思いますが、ちなみに、8年前にもろもろ、土地測量であるとか設計であるとかいうお金を使ったと思うんですが、当時のお金がはっきり申し上げると使っただけになってしまったという結果なんですが、そこら辺はどのようにしているのか。

というのは、それによって前回の事業者さんに例えば設計をお願いする、基本計画をお願いするということであるならば、前回こういうふうにしたから、若干その部分は見込んで、本来なら100円いただくところを80円にしますよというようなところを見込んでいるのかどうか、ちょっとその点だけ。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 前回の事業者さんにお願いするということはございませんが、前回やった計画につきましては、基本計画、考え方をまとめたようなところまでやっていただいたというふうに認識しておりますので、その考え方については今回、当然、今回であっても考え方は考えていくんですが、その当時の考え方もし参考になれば、それを生かしていきたいとは思っております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは3款3項13目です。児童福祉施設整備費、千郷地区新設園建設事業、21ページです。

1点目は、2,846万6千円の内容を伺います。

2点目は、当初の市の案ではV・d r u g北側の用地が想定されていたと承知しておりますが、今回、その用地が外れた理由を伺います。

3点目、再編整備の方針によりまして、再編対象となる園の判断基準を伺います。また、

令和7年度現在、基準定員を維持できない園を伺います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 ではまず1点目でございます。用地測量業務委託につきまして745万8千円、基本計画基本設計業務委託につきまして2,094万4千円を計上しております。

このほかでございますが、基本計画基本設計業務委託をプロポーザル方式で進めることを想定しております、評価委員に対します報償費として6万円、費用弁償として4千円を見込んでいるところでございます。

2点目です。今回、千郷中こども園と千郷西こども園の2園を統合する形での新設園を建設するに当たり、改めて候補地を検討してまいりました。その候補地の中にはV・drug北側の用地も含まれておりましたが、一部の土地に権利が設定されていたことから、今回の候補地からは除外をするということにしたものです。

3点目です。再編対象となる園につきましては、令和3年度に策定いたしました新城市こども園整備指針に基づくものとなります。

具体的な再編条件は、入所人員が恒常に20人を下回る場合、かつ3歳以上児で10名以上の集団が確保できない場合となります。

また、令和7年現在、基準定員を維持できない園につきましては、全てのこども園が該当するということになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

では、再質疑をさせていただきたいと思います。

今回、2園を1園にということで理解をいたしましたが、やっぱり前回のV・drugの北側というのは、反対と言われる根抵当権も入っているということで、そこは外れたというところで私も安堵して、よかったですというふうに思っておりますが、そういうところ

で、この資料で言うとこの除外するよというチェック項目に入つて、そこは根抵当権の土地がありということで除外されたという流れでいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。こういった形で、その土地ではないということでね、よかったですだと思います。

今回いろいろ審議した上で再編の方向性ということで、20人以上で、かつ3歳以上が10人以上という維持をするかしないかということですが、こちらは、当てはめたときに、20年後、令和28年で生き残る園というのはどこどこになるのかというのを教えてください。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 これは、再編整備計画の令和28年度を想定の生き残る園ということでございますが、新城地区につきましては新城と城北こども園でございます。千郷地区につきましては新設園になりますところと、あとは千郷東。あと東郷地区につきましては東郷東がこれで再編の今予定でありますので、あと東郷中と西になりますが、恐らく東郷中につきましても維持はできないだろうということで、東郷地区は東郷西でございます。あとは、八名こども園、それから長篠こども園という7園ということで予定しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

あと、作手を含めれば8園という形になるのかなというふうには思っておりますが、ただ資料を、再編計画で話合いをした中で見ると、令和28年には、千郷だけですけど、千郷東は49名、千郷中は31名、千郷西は49名ということでデータが出ております。

そうなりますと、今回、2園を1園にするということには、この再計画、新しい方針では合致しないかなと思うんですが、そこら辺の議論というのはどういう形でまとめられたのか伺います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 再編整備の方針につきましては、先ほど言いました集団の育ちが確保できないというまず観点で、少人数こども園につきまして再編整備をする基準を作っております。

そのほかにつきましては、今度は施設の問題がございます。施設の老朽化に当たりまして議論をした結果、総合的に判断して、少人数だけではなく、建物の危険度も合わせた再編を考えたという経緯でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

そうなると、千郷地区は一番子がどもあつて、元気な場所なんですが、令和28年までは子どもはどこの地域よりもたくさんいるけれども、またこの20人以上、かつ3歳以上児で10人以上というのも維持できるんだけれども、そこはクリアできているのが千郷東、中、西なんだけれども、そこじゃなくて、建物の維持のそういった編成でということで一つにしたということだということの理解であります。

議事録を読んでも、そのところが見当たらなかつたので、委員の方の発言をちょっと抜粋するんですが、千郷地区は50年近く前は2園であったこともあり、新城の財政規模を踏まえると、千郷地区にこども園は2園で十分だと考えていると言つてあつたり、あともう一人の委員は、千郷地区は2園でよいと感じていると、再編に合わせて1園に子育て支援センターなどを併設できるとよいというふうにおっしゃっております。

というところで、私は、ここはデータに沿って話されていない、個人の経験則というか、そういった中で新城の財政を考えれば、千郷

地区はこども園は2つでいい、3つから2つにすればいいよというような話になって今があるのかなというふうに思っておりますが、そこら辺の見解をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 委員おっしゃるとおりでございまして、財政状況のこともございます。それから、今後の保育士の確保につきましてもなかなかままならないということもございまして、総合的に判断して3園から2園ということに判断したものでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。総合的に判断してということでまとめてきたということで、最後にしますけど、この総事業費というものは今後、幾らぐらいになるのかというのを知りたいんですが、基本設計をやっていく中で分かるかなと思うんですが、その概算とか、今、分かっている状況があつたら教えてください。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 総事業費につきましてですが、なかなか今すぐどれぐらいという試算ができていないところが現状でございます。

仮にですが、直近のこども園の建替えで言いますと、城北こども園があります。そのときに総事業費で8億円を超えたものでございますので、それを考えると10億は超えていくだろうという想定でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

10億ぐらいかなというところだという答弁だったんですけど、今後、世界情勢の戦争があつたりとかして、物価高騰もあつたりして、上振れていくというようなところも十分考えるかなと思いますので、そこも考慮していきながらしていただきたいと思いますが、あともう一点、跡地利用というのを考えているの

か。あと地元から、関係する地元関係者の区長とか、そういったところから反対とか、そういったこと、意見というのは特に出ていないのか、そこら辺の経過を教えてください。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 跡地利用につきましては、公共施設の管理計画に基づきまして、地元で使うであるとか、庁内で使うであるとか、そういったところは判断してまいります。

また、地元の区長さん等からの特に反対等の意見はございません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 3款1項3目障害者福祉費、支給決定事業、19ページですけども、就労選択支援サービスについてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 就労選択支援サービスは、令和7年10月1日より開始する新たな障害福祉サービスです。障害者本人が就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう、専門的な研修を修了した支援員が就労アセスメントの手法を活用しながら、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それとシステム改修とどういう関係があるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 現行の障害福祉支援システムでは報酬改定に見合った対応ができておりませんので、その改修をすることで10月1日のサービスの報酬の支払いであったりとかというところの対応をするものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、システム上は

そういう経費というか、会計上のシステムの改修であって、この書き方だと何かシステムを改修してサービスができるのかなという感じなんんですけど、そうじゃないということで、あくまでサービスはアナログで、人対人ということでよろしいですね。

○丸山隆弘委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑は終わりました。

4番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 3款3項13目児童福祉施設整備費、千郷地区新設園建設事業、21ページの事業の課題について伺います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 千郷地区新設園につきましては、今後の建設に向けて関係法令の許認可や諸手続に多くの時間と予算が必要になってまいります。

再編整備計画では、令和12年4月の開園を目指すこととしておりますので、その実現に向けて、関係機関との調整や予算確保のタイミングなど、一つ一つ丁寧に進捗管理することが課題だと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いろいろありましたけど、29年当時では千郷中こども園の移転の件についてかなりもめたことがあります。当時、10億円で千郷中こども園移転という、V・d rugの北側という話があったんですが、今回、土地の購入はかなり順調で、なおかつ金額が安いということで、その努力はぜひとも皆さんに認めてもらいたいと思います。

統廃合なんですが、これは仕方ないということなんですが、統廃合のときに起きる問題というのは、以前、千郷中こども園は上から下へ下りてきて平地になるということで、地元の皆さんへの理解を受けたいということなんですが、今回は希望のところも道が広いところに面しているということで、その中でお聞

きしたいんですが、誘導路が広いということを利点に挙げていると思いますし、各こども園ではほとんどお母さんが送り迎えなんですね。ですから、千郷西こども園でも交通状況や何かが、安全性が確保できないということなんですが、今回、進入路については、道路の拡張とか、そういう計画について、これは総合的に入っておりますでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 今回、道路が広くなるということでございますが、言われる方は、逆にあそこはスピードが出てしまうということで、少し課題だということは言われる方も聞いております。

ですので、その進入路につきましても、今回、設計の中で一緒に、どういうふうに安全に入っていけるのか、また出ていけるのか考えていいきたいと思ってます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 安心安全というのがお母さんたちの希望ですから、通勤で抜けていかれるようなことがないようにしていただくためには、警察とのすり合わせをやっていただければ安全に入っていけると思います。

また、駐車場も、隣が稻木公民館もありますから、その辺りの利用について協力体制をしていただきたいと思いますが、その話は以前、少しあったということですけど、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 今後の地域との協議でございますが、一般質問でもお答えさせていただきましたが、千郷地域のまちづくり会議というのが今回、発足をされました。これは、区長会からの推薦の方たちの団体でございます。その方たちにお諮りをしながら、今後そういうまちづくりも含めて考えていくかというふうに思ってます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 地域のまちづくりに関係していることですので、ぜひともお願ひします。

また、議員への地元議員の説明も今後、計画されているかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 今まで計画から議員の皆様たちには丁寧に説明してきたつもりでおりますので、今後につきましても、地元議員の皆さん始め、議会のほうへ丁寧に説明してまいりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 引き続き頑張っていただきたいと思います。

では次の質問に入ります。2、3款3項13目児童福祉施設整備費、新城こども園改修事業、21ページ、これも事業の課題について伺います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 新城こども園につきましては、東郷東こども園の療育機能を移転しまして、統合保育サービスの充実のための改修を進めてまいります。特に配慮をする子供たちが使用する場所でありますので、発達特性に対応した環境でありますとか、自分の力を十分に發揮できる環境等の整備に努めてまいりたいと思います。

また、改修工事につきましては、令和8年度に予定しておりますが、これは新城こども園を運営しながらの工事となりますので、その間、園児たちが安全安心に過ごせる環境を確保するということに努めていくことが課題だと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 環境整備に配慮した対応ということですけど、人的支援、先生のほうは同じように対応ができるような、教育とか、それも考えられておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 保育士につきま

しては、毎年、療育に関する研修等は行っております。

また、今回この療育施設を改修するに当たって、他市の療育施設等も職員が見に行っておりまので、そこら辺は参考になりながら教育をしていきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 3款1項3目障害者福祉費、支給決定事業、19ページですが、これは先ほどの滝川委員の質問の答弁で大体分かりましたので、こちらは取り下げます。

続きまして、3款1項3目障害者福祉費、意思疎通支援事業、19ページです。事業の主な内容をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業として位置づけられた事業で、聴覚障害者の申請に基づき、手話奉仕員や要約筆記者の派遣を行う事業です。

手話通訳を必要とする世帯の転入に伴う通訳派遣の報償費および委託料の増加分になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 はい、分かりました。

とてもよい事業だと思いますが、どれぐらいの世帯の方が転入するということなんでしょうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 今回の増加分につきましては、1世帯の増加分になります。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 はい、分かりました。1世帯ですね。

手話奉仕員とか要約筆記、通訳の報償費及び委託料といったもの、これどういったものになるというか、幾らぐらい支払われてとか、ちょっともし詳しいことが分かりましたら教

えてください。

○丸山隆弘委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 市に登録のある手話奉仕員で、報償費は1時間当たり1,500円をお支払いします。派遣先は、市の場合は市の手話奉仕員で、市外の場合は愛知県の聴覚障害者協会へ委託をしております。この場合、1時間当たり3千円になっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 はい、分かりました。ありがとうございます。すごくいいと思うので、どんどんやっていってほしいと思います。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 4款1項2目保健事業費、保健診査事業、21ページでございます。事業の主な内容をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 内容としましては、健康増進法並びにがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針において、子宮頸がん検診の方法としてPV検査単独法が追加されたことに伴うマイナンバー情報連携対応のための健康管理システムの改修委託料となります。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 事業の内容ですが、以前のシステムからどれぐらい変わったシステムになるのかというのが分かりましたら教えてください。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 子宮頸がんにつきま

しては、今までの細胞診といったものが従来あったのですが、今回HPVの検査単独法というものが指針に主に追加されたということで、システム改修が発生しております。

内容といたしましては、対象者がん検診の受診歴をシステムで正確に把握する必要がございまして、受診情報のマイナンバー情報の連携が可能となるため、今回、市町村間で当該受診記録に関する特定の個人情報を迅速かつ正確に授受できるということで、個人の受診歴を確認できる仕組みを構築するものとなっております。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

~~~~~

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。再開を10時55分とします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 7款1項2目商工振興費です。プレミアム付商品券事業、23ページ。

1点目は、9,465万6千円の主な内容を伺います。

2点目は、この事業によりまして市が期待している経済的効果や波及効果をどのように見込んでいるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 9,465万6千円の

内容につきましては、新城市商工会が実施するプレミアム付デジタル商品券発行を支援するため、補助金を交付するものです。

2点目、この事業により市が期待している経済的効果や波及効果につきましては、物価高騰の影響を受けている市民生活の下支えと併せて市内商店の売上上落を防ぐことで、市内経済における消費者である市民と販売者である市内商店の両者に同時に貢献できるところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

こちらは、資料を見させてもらいますと、発行総数2万2千セット、販売金額は5千円、使用可能金額は8千円、プレミアム率は60%ということです。

年齢制限はなくて、1人当たり2セット購入可能ということで、これは全てデジタル商品券ということでいいのかというのを1点伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 委員おっしゃるとおり、全てデジタル商品券となります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 全てデジタルという商品券だということで分かりましたが、新城は高齢化率が30%以上超えて、お年寄りもいると、みんながみんなデジタルができるかというと、そうではない人も多いなというふうに私は感じていますが、そういったデジタルが使えない人というのは不公平感が出るんではないかと思いますが、そういった使えない方に対してはどういうふうに認識をしているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 家族で一括して申込みができますので、スマホが使えないというか、不慣れな方が同居されている方は御家族の方が一緒に申し込むことができます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、一括でできるということだと思うんですが、でも1人当たり2セット購入可ということなので、どういうことになりますかね。つまり、3人家族だったら、1人代表者でその3人分、12セット使えるのか、どういうふうな形でイメージすればいいんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 3人家族ですと、1人2セットですので、代表者の方が6セット購入することができます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それは、1人のスマホに6セットずらつと入るということですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 委員おっしゃるところです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

そういう形でも買えるよということで、デジタルを使えない方でも家族を介してということで買えるということですが、いつからこれをやる、いつからいつまでの期間というのを考えているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 スケジュールでございますが、まずこの補正予算をお認めいただきましたらも、もう7月、来月早々には参加店舗の募集を始めてまいります。市民の方の申込み、商品券の申込期間は7月下旬から8月上旬を予定しております。

商品券の利用の期間ですけども、9月初旬から1月上旬、中旬ぐらいまでを予定しているところでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。デジタル商品券については以上としたいと思います。

次は、7款1項3目観光振興費、鳳来寺山パークウェイ駐車場管理運営事業になります。23ページです。

1点、携帯電話のNHKテレビ受信料未契約分の5万4千円の支払いについて、今後の対策を聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 今後の対応につきましては、機種変更等にかかるコスト等を勘案しながら、今後どうしていくか。テレビ受信が必要ございませんので、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 機種変更して必要がないならなくしていくという方向でやっていただきたいなと思うんですが、そもそもこの携帯電話というのがどういうことで必要だったのかという用途を教えてほしいのと、もうスマホとかに変えれば受信料が必要ないので、そういう方向というのもいいのではないかと思いますが、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 この携帯電話につきましては、鳳来寺山パークウェイの駐車場施設が移管された際に、そこで料金徴収する者と、何かあったときの連絡用という形で入れておるものでございます。

今後は、先ほど申し上げたとおり、テレビ受信機能は必要ございませんので、そういう機能のないものへの更新を考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

必要なないような形を考えるということでお願いしたいんですが、今の話だと、駐車場のやり取りで使うということなので、そもそも携帯電話じゃなくても、そういうようなトランシーバーだと、そういった基本料金が徴収発生しないような機材でも代用できるんだったら、もうそういった形に、お金がなる

べく、税金を少なくというか、使うもの、余分なものは排除するという根本的なところから検討していただきたいと思いますが、認識を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 凰来寺山頂の駐車場と本庁、さすがに無線でというのは届かないいものですから、以前は電話が引かれておったようですが、移管の際にそれが撤去されておりますので、一番コスト的には携帯電話が安いというか、よろしいかというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、7款1項2項商工振興費、プレミアム付商品券事業、23ページですけども、前回のデジタル商品券事業の総括と改良点を伺います。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 昨年度のデジタル商品券事業の総括といたしましては、事業者アンケートでは、回答された店舗の約9割からプレミアム付商品券事業の経済効果を実感しているとお答えいただいております。

また、利用者アンケートでは、以前から興味のあった店に行くきっかけになった、ふだんあまり行かない地元の店に行くことができたという声が寄せられ、消費者への支援及び地域経済の活性化に一定の効果があったと認識しております。

なお、改良点につきましては、昨年度はデジタル商品券のみの実施でしたが、大きな苦情やトラブルも生じなかったことから、システム改修等に費用を要し、プレミアム率を下げるより、プレミアム率を維持し、今回は特段の改良を加えず、早期の事業開始を最優先としようとするものです。

さらには、利用者の利便性が増すよう商品券を利用できる事業者の数を増やしたいと考

えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 アンケートでは消費者、商店等も効果を実感したということなんですけど、デジタルの前はアナログの商品券だったと思うんですけど、そのときにも議論したように、この財源は物価高騰対応重点地方創生臨時交付金、要するに税金ですよね。税金の配分の仕方として早く並んだもん勝ちという配分の仕方はどうか、いかがなものかという議論をしました。しかも、商工会に並んで、その後すぐ鳳来へ飛んでいって、同じ家族が何人で何万円分も手に入れて大型冷蔵庫を買ったなんて自慢してましたけど、そんな使い方があったということも踏まえてデジタル的になったと思うんですけど、まず1人2セットで2万2千セットということは、1万1千人に恩恵があるということですけど、これは人口で言うと4分の1ですね。税の配分として、4分の1の方にこの恩恵があるというやり方はいかがなものかということなんですけど、前回もそういうことをやっていますけども、その辺の議論については庁内で問題視されないのかなというのが、消費者からも意見や、消費者というか、市民からそういう意見が出てこないのかなと思うんですよね。

これは、アナログであろうとデジタルであろうと、全市民に配らない限り不公平感は否めないと。それでもやるということであれば、恩恵を受けるのは一部の人だ。

1万1千人以上の申込みがあった場合は、当然抽せんですよね。やっぱりこの税の配分も抽せん、運のいい人と運の悪い人に分かれてしまうというやり方はいかがかなと思うんですけど、そういう点についての検証とか議論とか何か、全員に配るというともっと金額を下げて配ったら効果が薄いということになってしまいますけど、そういう府内的な議論とか、商工会でもそういった議論をされているのか、全然検討もしないでとにかくやりま

しようレベルなのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 今委員がおっしゃられたように、全員に行き渡らせるようになるとプレミアム率を下げて多くの方に利用してもらうという議論もありましたが、今回は昨年度と同じプレミアム率にするため、2万2千セットということで行うこととなっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 どこの自治体でもやってますけども、こういうやり方が本当に正しいのか、一過性になってしまわないのかなと思うんですけど、それはまた別の議論になってしまっていますのでやめますけども、先ほど高齢者の場合は家族が代わりになんて言っていましたけど、家族全て同居しているとは限りませんし、高齢者世帯、単身というか、そういう世帯もありますよね。そういう方の問題もありますし、前回のときも相談を受けたんですけど、こんなんややこしい、面倒くさいと、分からんよとか、そう私に言われた市民の方もいます。

そういう方は、当然、商工会なり、どこかへ相談に行けばやってくれるとか、そういう回答になると思うんですけど、そもそも取扱いが分からない人が存在する時点で不公平感が発生していると思うんですけど、それをどのように改良するのか。

先ほどの家族が代わりにやることができるというのも一つの提唱でしょうけども、高齢者の単身世帯にはそもそもこういう情報が届くのかという疑問もありますけど、その辺についてはどういう検討されたんでしょう。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 高齢者の方、デジタルということでなかなか操作に不慣れだという御意見もいただいております。アンケート結果にもございますが、高齢者でもデジタ

ル商品券の利用を促進するために、先ほど委員もおっしゃられましたが、説明会等、操作説明等を丁寧に行いまして、より多くの方に活用していただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 前回当選して、さくらp a yのアプリが入っている人は、これはそのままそれを利用して応募として使えるんですか。その辺はいかがですか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 前回アプリを入れていただいた方は、そのまま利用できるよう今準備しているところです。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 あと、確か地域券と何でしたっけ、大型店というのか、券が半々に分かれていたような気がしたんですけど、その比率は、もっとその地域密着で考えるんだったら地元の商店に焦点を当てる、そちらの配分をするとか、そういう声はなかったのか。やっぱり大型店とかチェーン店に行くよりも、地域商店で使えるほうが地域のためになると思うんですけど、その辺についての配慮はなされないので、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 昨年度、利用可能な店舗が220店舗ございました。共通券のみのところが27店舗、共通券と地元応援券の使用が193店舗ございます。

昨年度も半々の利用で行いましたけども、この利用の店舗の数もありますし、今回も半分、4千円、4千円の仕様と考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、参加申込みしてきた人は、そこでふるいにかけるわけにはいかないということで、申し込まれた共通券と、そういった地域の地元店とチェーン店的な大型店は区別しないということ、申し込んだ店舗はできてしまうという、対象商店になってしまうということでおよろしいのかお伺い

します。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 地元券、市内に本店がある場合は地元券と共に通券も使えますので、全ての券種で使えることとなっておりますので、その辺で地元の店舗は全部使えるということです。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 7款1項2目商工振興費、プレミアム付商品券事業、23ページ。先ほど滝川委員の説明で理解したところがほとんどですが、1点だけ再質疑をお願いします。

滝川委員も言っていましたけど、税の公平性とか、そういう感じでいきますと、家族が多いところは先に申し込んでしまって、後で外れるということが、可能性があるもんですから、その辺は公平に皆さんを受け取れるようなそういう、2段階に分けるとか、3段階に分けるとかいう、そういうお考えについてはどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 申込みも全てスマートというんですかね、デジタルで行いますので、申込期間を区切りまして、その期間に申し込んだ方を全て対象にしますので、1次申込み、2次申込みというのは考えておりません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、1点お聞かせください。

9款1項1目常備消防費、消防車両管理事業、25ページです。消防車両のカーナビのNHK受信未契約分193万5千円の支払いについて、今後の対策を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤消防署参事。

○加藤宏樹消防署参事 今後の対策としましては、テレビ受信が不必要であるカーナビは、車両のテレビ受信アンテナを除去または切断することにより、受信機能を有しないものとして対策してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

切断してというふうな処置をするということで理解をいたしますが、消防車両というのは災害も含めて情報収集に努めないといけないという特殊性があるかなというふうに自分では思うんですが、やはりそういう中でカーナビのNHKの受信というのはある程度残すのか、それとも全部なしにする措置を取るのか、そこら辺の見解を教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤消防署参事。

○加藤宏樹消防署参事 車両積載のカーナビのNHK受信料につきましては全て契約を解除しますけれども、カーナビとは別にポータブルナビを保有しております。そちらを活用して、緊急消防援助隊等の派遣がありますので、派遣隊員には報道機関の最新情報を聞きすることで今後の活動に反映していきたいというふうに考えておりますので、そのポータブルナビについては今後も継続して対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。じゃあ今後はもう最小限のポータブルナビのものを使いながら情報収集して対応するということで理解をいたしました。

次に行きたいと思います。同じく9款1項1目常備消防費、消防一般事務経費、25ペー

ジです。テレビモニター等のNHKテレビ受信料未契約分257万8千円の支払いについて、今後の対応策を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 今後の対応につきましては、NHKテレビの受信が業務上必要であるか否かを精査し、対応しているところでございます。

具体的には、今回、未契約で判明した12台分のテレビモニター等に関しまして、大規模災害時等において情報の収集に必要な8台は継続して契約を続けていきます。ただ、それ以外の機器につきましては、受信機能を除去し、速やかに契約の解除を行っていきたいと考えております。

また、今後、契約済みのモニター等の更新整備等が必要になった場合においても、その都度、当該機器におけるテレビ受信機能の必要性の十分精査を行った上で、判断を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、10款5項5目をお願いします。学校給食費、学校給食費共同調理場の運営事業、資料が27ページあります。

2点。

賄い材料費1,888万5千円の内訳についてであります。

2点目、今回の補正額は、学校給食共同調理場運営の令和7年度末までを見込んだ額となっているかどうかをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 1点目の賄い材料費の内訳でございますが、給食を食べる児童1,873人、生徒1,052人、小中学校の教職員336人と、センターで食事をする職員50人分の合計3,111名分の給食費の差額分30円となります。

2点目ですが、今回の補正額は年度末までを見込んだ金額としております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それぞれの人数をおっしゃっていただいて、30円ということではありますが、現行給食費を30円上乗せをされるということで1,888万5千円になるという計算だと思うんですが、ちなみに、食数は何十食、何十というのか、食数は三千何百食あるわけなんだけど、日数等、補正が通ると、その次からスタートしていくわけでありますので、7月1日からいきますと3月末までやりますよ、年度末ですので。それは幾日見ているのか、まず確認をします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 先ほど、合計数で誤った数字を申し上げたんで、すいません、訂正いたします。3,311名が合計の数字となります。

こちらの食数ですが、190食として見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 190食ということあります。3月の年度末まで190食ということで理解をしました。

そこで、いろんなものが上がるということなんですが、ちなみに、一番問題は多分お米じゃないのかなというふうに理解をします。そこで、今現在お米がなく高騰してきた。そこで、一時的にまず備蓄米を放出をした。そして、2段目の備蓄米も放出して、今の市場価格はおおむね当時の5千円を切っていると

いうような状況の中ではありますが、学校給食会は使うお米は24年産を使ってみえるのか、それとももう少し前のものを調達をして、なるべく給食費を支払っていただく保護者の方の御負担にならないような努力をしているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 学校給食会から提示されるお米の価格ですが、こちらについては年度末に翌年度価格が示されておりまして、それが一定額で1年間ずっといきます。

したがいまして、こちらのお米は古い、今ニュースで言われるような古米とか、古古米とか、そういうものを使用されているというふうには聞いてございません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お米の価格が当時1キロ500円という契約をした場合はそのままいくので、ところが500円が恐らく給食会が今度は求めるについては、米卸業者さんがとてもじゃないけど上げていただきたいというようなお話はないわけ。

あった場合に、今までキロ500円で契約してきました。どうしようもないで700円にしますよと言って、200円分を逆にお米の給食の回数を減らすとか、そういうことで賄っているのか。

通常考えれば、今までどおりの給食の献立で、御飯の日を設けていくと言えば、納品する業者さんは絶対にとてもじゃないができませんと言うと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 学校給食会さんが農協さんですか、そういうことどういった契約でその金額を設定しておるところまでは、正直、すみません、存じ上げておりませんが、特段、価格が年度の途中で供給量が

不足して価格が上がる所以、学校への提供の価格も値上げするという話は聞いておりませんので、示された金額で1年間は行くものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、賄材料費の中の主なものを占めるであろうという中で、お米だということを思ったんですが、あと何がそこにあるのか。例えば、牛乳なのか、卵なのか、野菜なのか。何がここで給食改定に云々ということで、物価上昇が原因を受けているということでありますので、どういった品目でそこが左右されているのか、その辺の確認はできているのか。

お米は、上がっても上がらなくても、上がらなくてもではいけませんが、年度当初の設定した価格で行くということであるならば、後のもの、牛乳だとか、パンだとか、麺だとか、そういうものについてはどういったお考考の中で進んできているのか、どういった給食会からの動きがあるのか、その点についてお願いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 学校給食会で示されたお米の価格は、先ほどからお示ししておる60%ほど前年に比べて値上がりするというところで、今回値上げをしたいというところが一番の要因となっております。

それ以外につきましても、学校給食会計で購入しておるパンにつきましては、価格について、前年比で2.8%から5.1%、麺は1%から2.9%、また牛乳につきましても3%ほど上がっておりまして、給食に占める毎日使うようなものにつきまして、ほぼ全てのものが値上がりしている状況がございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 物価対策高騰対応重点支援地方創生臨時交付金も活用されるということ

なんですが、今お米の価格云々と言われました。60%上がったので、給食会から利用する我が新城市に対してお米の価格が上がったよと言ってきたのか、給食会に対して卸売業者さんが6割上げていただきたいというふうに言ってきたのか。

理屈からいくと、給食会が今まで100円のものを160円で買うようにならざるを得ないから、それぞれ各市町村さんの給食事業についてはこういうふうになりますよということを言ってきたのか。

その辺、どうも先ほどは給食会で決めてあるから、年度当初決めてあるから、お米の価格は変わらないというふうに言われたというふうに聞いたんですが、聞き間違いなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 学校給食会が3月3日に7年度のお米の価格はこうなりますという通知に基づいて積算をして、給食費の値上げを判断したということでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ではもう当初予算のときは既に6割アップのものを見込んでいたという、こういう理解でいいんですよね。

だから、それを今になって、こういうお金が来たから保護者の負担にならないようにやっていくということなんですね。

何か3月29日かにと言われましたね、6割上げれますよというのは。上げるということは、年間の給食費はそのときには決まっていたんですよね。それで今回30円上げざるを得ないということでしょう。違うんですか。

今まで300円でやっていたとしますよ。中学生の諸君の給食1食分を今度330円にするということなんですね。

それは、6割のお米が上がったから、あくまで上がったからオンにしたということなのか。6割は、さっきで言うと3月28日に6割上げるのを給食会から言ってきたからと言う

んですが、何かその辺が、コンピュータが旧式ですのであれですが、理解がし難いんですが。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 説明が下手でなかなか伝わりにくかったんですが、7年度の給食費を積算したのは、7年度当初につきましては、お米を60%ほど値上することは情報がなかったので、見込みまずに年度の当初の金額はスタートしております。

ただし、3月の段階でお米が値上がりますという通知がございましたので、今の時点で給食費が不足すると判断をして、補正をして、値上げに踏み切ったというところでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私は、10款1項2目事務局費、事務局一般事務経費、25ページです。

1点あります。旧巴小学校内の残置物処分業務委託料に482万9千円の具体的な内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 残置物処分業務委託料482万9千円の具体的な内容につきましては、不要となった体育用品、学習教材、理科備品、木製の机や棚など、処分量270立米となっております。

また、業者選定につきましては、予算が可決された後、入札により処分業者を決定いたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

処分をしていくよというお金だということで理解をしたんですが、こうした処分した後の小学校の利用というのは何かもう決まっているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 旧巴小学校の残置物処分をした後ですが、旧巴小学校につきましては利活用について民間提案制度による募集を行っておりまして、今後事業者と締結を結ぶに当たり、残置物の処分をすることとして予算要求をしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。じゃあこの処分後にそういう流れで民間提案の制度を利活用していくということの方向性が示されたということで理解しました。

あと、処分の業務の中で、机とか、卓球台だとか、スポットライトだとか、いろいろ処分をする項目があると思うんですが、少しでも税金の負担が減るようにしてもらえばなという思いがあるんですが、例えばそういう中で、ほかの学校が必要だ、こういった卓球台がないから欲しいというところがあつたりしたらそっちに流用したりだとか、あとは、今メルカリだとかで行政の処分するものを売るとか、そういうことが手法としてはあるかと思います。

そういうところも含めて、こういう処分になるべく税負担がないような形で利用していくという認識があるのかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 今回の残置物につきましては、平成29年と令和4年度に地元、各学校間、あと市役所内で再利用できるか周知しまして、その残ったものということで、今、不要となっておるものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

部内局ではそうやって利用を促したことでありがたいと思いますが、そういうものをメルカリとか、そういうところで市民に広く売っていくというようなことはある

のか伺います。

○丸山隆弘委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 市民向けでございますが、先ほど答弁させていただきましたが、平成29年、令和4年と市民向けに再利用、無償でお渡しておりますので、市のほうで売るということは検討しておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

私が今、言っているのは、残ったものが全国に商品として見てもらえれば、ある人には宝だというふうに思うこともあって、そういうメルカリだとか、そういうとこの商品、商品というか、引き取ってもらう人をやるということを自治体でやっているところが結構あるもんですから、そういうところに、市内の市民にはもう要らないよというふうになったかもしれないけれども、広くそういうネットでオークションにかけていくと、そこは買っていただける方が出てくる可能性があるんじゃないかなというふうな手法があるので、またぜひそういうところも踏まえて今後考えていただければというふうに思っております。

では次に行きます。10款5項5目学校給食費、学校給食共同調理場運営事業、27ページです。

先ほど山口委員も言ったのであれですが、ちょっと数字が分からなかつたので、もう一度質問させていただきます。

給食物資、パン、麺、米飯等の値上げにより賄い材料費として1,888万5千円が補正計上されておりますが、各品目の値上がり率とその影響について伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 給食物資における主食の3種類、パン、麺、精米の値上がり率でございますが、パン、麺は種類により状況が異なりますが、パンで2.8%から5.1%、麺

で1%から2.9%、そして精米で60.3%の値上がり率となっております。

値上がりに伴う影響ですが、食材全般で値上がりしている状況であり、特に主食の精米価格の高騰が約60%となっており、週3回提供している御飯につきましては消費量も多いことから、食材費へ大きな影響を与えると考え、補正をお願いすることとしたものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。

そこでかなり大変な値上がり率になっているんじゃないかなというふうに思うんですが、こちらは資料によると月の値上がりのお金というのはどれだけということ、小学校、中学校、月で言うと教えていただけますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 給食費につきましては、1期から10期という、年間10回で分けてお支払いをしていただいております。

期ごとの金額で差額がどれくらい上がるかと申し上げますと、小学校で700円、中学校で800円の増額がそれぞれ期ごとで負担が増え、増加することとなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

4期から9期は6,100円で、700円小学校は上がって、中学校は7,100円になる中での800円上がるというところで、その調定額の700円と中学校の800円というのが今回、補正予算で負担が帳消しになるとか、そういうふうな対応ということでおよろしいでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委員のお見込みのとおりです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 大変な状況の中でそういう

たことでという、負担を減らすということでおいいんじゃないかなというふうに思っております。

中でも、今後、値上げの状況というのは、来年というところも上昇傾向なのか、トレンドというのはどういう形になっていくのか、認識を最後聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 正直、来年の価格につきましては、現時点で推測の域を出ないのでなかなか難しいなと考えております。

ただ、毎日食材を持ってくる事業者さんとお話をすると中で、例えば最近の急激な気温の上昇で鶏がエサの食べが悪くて生育がちょっと心配だという声を聞いたりですとか、野菜の高騰でもうこのまま値上がった価格が下がらないんじゃないかというお話を納入業者さんから聞いたりもしますので、なかなか金額の、上がらないことは望ましいとは考えますが、上がらないとなかなか断言できるものじや現時点はないと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、10款1項2目事務局費、事務局一般事務経費、25ページですけど、先ほどの浅尾委員の質疑で処分の必要性と種別は分かりましたが、その必要性という中で、巴小学校跡地を民間提案による利活用していくため今後必要であるということだったんですけど、募集要項を見ますと、提案が5月いっぱいに提案審査されて、審査は7月の2、3、4日ということです。それから結果発表が7月上旬となっていますけど、今の時点、6月に入っていますけど、審査は終わっているのかな。

実際、どういう業者が何社応募してきて、これは地域の農業振興発展に寄与する事業などとかありましたけど、どういった利活用の提案があったのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 民間提案制度の御質問をいただきましたので、資産管理課からお答えさせていただきます。

現在、民間提案制度により提案を受け付けておる最中です。1次審査が終了しまして、委員おっしゃられるように7月の上旬に2次審査のプレゼンテーションを控えております。

内容については、まだ審査中になりますので、提案のあった業者の数、それから内容等については審査に影響を来すかと思いますので、この場での回答は控えさせていただきたいと思います。

ただ、提案はございましたので、7月の2、3、4日のプレゼンテーションに向けての準備を提案者、それから事務局共に進めておる状況です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 提案があったということでおよかったですけども、審査に影響するから何社からあったかも言えないということらしいんですけど、いいです。それ以上聞いちやあかんちゅうか、やめときます。

10款5項5目学校給食費、学校給食共同調理場運営事業の27ページですけども、給食費改定額と交付金活用期間ということですけども、これも山口委員、浅尾委員の質疑で大体分かりましたけども、改定額が1食30円というような回答だったと思うんですけど、小学校と中学校でもともと給食費って違っていたような気がしたんですが、今回は小学校も中学校も1食30円なのか。

もともと違っていたのは、食べる量が違うのか、カロリーが違うのかといった差があったと思うんですけど、今回は同額の改定をした経緯をお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今回は、小学校、中学校ともに1食当たり30円の増額としてお

ります。

給食の提供の量は、当然、違ってきますので、1食当たりの単価も差が出ておりますが、もともとの仕入れる食材の状態としては同じ価格であります、それを勘案して同額で30円を値上げしたものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 仕入れは一緒だけど、今、量が違うと言ったじゃないですか。それで同じ値段というのが。普通は、量が違えば値段も違いますよ。それをあえて小学校、中学校も30円というのは。

例えば、小学校は量が少ないので25円なら25円で、中学校は30円、そういう改善なら分かりますけど、その辺が矛盾しないんですか。もともと給食費が違っていたのと、今回、値上げが同額というのは。その辺について、再度お伺いします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 単価を積算するときに、まずその内訳として、牛乳の価格、主食の価格、そして副食の価格としてそれぞれの値上がりの状態を勘案して計算してございます。

一番優先的にまず計算として最初にやったのが牛乳の単価の価格の上昇、続いて主食の価格の状況でございます。最後に残った金額を副食で、どれくらいの不足分が要るのかというところを計算したところ、今回は同額で30円となりましたので、30円の増額をしたものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 補助ということで1食30円分と。そうすると、もともと差額が1食当たり、月額の給食費の差額があったでしょうけど、それはそのままスライドしていく、補助金だけは同一だけど、もともとの差額はそのまままでということでおろしいですよね。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委員のおっしゃる
とおりです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それから、給食数が3,311食と言いましたけれども、この中に、さっき説明の中では給食センターで働く職員の分も入っているような言い方をしていますけれども、要するに小学生、中学生、児童、生徒以外の人数は何人、この3,311名の中にいるんですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 児童、生徒以外の分につきましては、教職員で336人で、センターで喫食する職員数は50人と見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 すると、386人が大人と言っていいのかな。この人たちまで補助する必要があるんですか。

先ほど、この人たちは補助の対象じゃないのか、人数のことを言われたけど、小学生、中学生に補助するの分かりますよ、家庭の負担を助ける。でも、大人の食事まで何で補助の対象になっちゃっているんですか。要するに、給料をもらってる教職員、給食センターの職員までその補助の対象になっちゃっているんですか。先ほどの説明だと、そう聞こえちゃったんですが、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今申し上げた336人と職員の50名分につきましては、補助の対象外として歳入を見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、カーエランド陽子委員。

○カーエランド陽子委員 では、10款1項2目事務局費、事務局一般事務費、25ページですが、こちらは浅尾委員や滝川委員への答弁で理解いたしましたので取り下げます。

続いて、10款5項5目給食費、学校給食共同調理場運営事業、27ページ。値上げ分の金額はということですが、こちらも今までの1食30円ということで理解いたしましたので、再質問からお願ひします。

これまでのでもしかしたらあったかもしれないんですけども、米食は今までどおり週3回ということでおよかったです。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 現時点では米食の週3回は変える予定はございません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カーエランド陽子委員。

○カーエランド陽子委員 何か他市町村ではより値上げ率の低いパンや麺に変えるなんていうところも聞いていますんで、米食を続けていただきたいなと思います。

あと、例えばこの値上げの中には地産地消を取り入れるような、それによる値上げなんかも含まれているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 現在、給食の食材として地元の生産をしたものもできるだけ入れるようにしてございます。ですので、広く捉えると、その地元で作ってもらったものを買入れるときの値上げ分も含めて、今回は30円の中に入っていると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カーエランド陽子委員。

○カーエランド陽子委員 そしたら、地産地消も進めていただいているという感じで理解いたしました。

あともう一つ、最後ですが、資料に財源が、国の臨時交付金と、あと諸収入というのが220万円書いてありますが、それはどういった費用ですか。教えてください。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 その他の220万円につきましては、先ほど滝川委員に申し上げたセンターの職員ですとか保護者の負担外のものとなります。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第85号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第85号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第85号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第86号議案 令和7年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

病院事業費費用として特別損失が9ページになります。公用車のカーナビ等のNHKテレビ受信料の未契約分に99万2千円の支払いについて、今後の対策を伺います。

○丸山隆弘委員長 篠宮総務企画課長。

○篠宮彰里総務企画課長 今後の対策としましては、業務上必要なカーナビや携帯電話にテレビの受信機能が必要であるかどうかというところを検討、判断して、それぞれ適切に

対応してまいります。

具体的になんですが、今回対象となりましたカーナビ3台のうち、2台については災害派遣医療チーム用の車両に搭載しているというものでありますので、今後も情報入手手段の一つとして必要というふうに判断しております。

その他のカーナビ1台と、あと携帯電話4台につきましては、業務上テレビ受信機能を必要としませんので、こちらについては速やかに機器を更新したりとか、受信できないように取り外すなどの最も経済的な手法を選択して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第86号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第86号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第86号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのよう
に決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉
会します。

閉会 午前11時52分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘